遺　言　書

遺言者山田太郎は次の通り遺言する。

第１条　遺言者は、遺言者の有する下記不動産を妻山田花子（昭和３６年２月１日生）と長男山田一郎（昭和６０年３月１日生）と長女山田優子（昭和６３年４月１日生）に各３分の１の割合で相続させる。

１、土地　　所在　　台東区上野一丁目
　　地番　　〇番〇
　　地目　　宅地
　　地積　　152.03㎡

第２条　遺言者は、遺言者の有する下記不動産を妻山田花子（昭和３６年２月１日生）に５分の３、長男山田一郎（昭和６０年３月１日生）に５分の１、長女山田優子（昭和６３年４月１日生）に５分の１の割合で相続させる。

１、建物　　所在　　台東区上野一丁目〇番地〇
　　家屋番号　　〇番〇
　　種類　　居宅
　　構造　　鉄骨造陸屋根３階建
　　床面積　　１階 63.25㎡　２階 63.25㎡　３階 52.10㎡

サンプル

第３条　遺言者は、遺言者の有する有価証券すべてを、妻山田花子（昭和３６年２月１日生）に相続させる。

第４条　遺言者は、遺言者の有する預貯金すべてを、長男山田一郎（昭和６０年３月１日生）に４分の３、長女山田優子（昭和６３年４月１日生）に４分の１の割合で相続させる。

第５条　遺言者は、遺言者の有する現金すべてを、妻山田花子（昭和３６年２月１日生）と長女山田優子（昭和６３年４月１日生）に各２分の１の割合で相続させる。

第６条　遺言者は、遺言者の有するその他一切の財産を、長男山田一郎（昭和６０年３月１日生）に相続させる。

令和１年１１月１９日
東京都台東区上野一丁目１番１号
遺言者　山田太郎　㊞

※１　遺言書は全文自筆で書くこと（公証役場で作成する公正証書遺言の場合を除く）
※２　印鑑は実印が望ましい

サンプル